

【審査基準(標準処理期間を含む。)】

	所管所属	循環型社会推進課																							
一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認																									
<p>根拠条文</p> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項 第8条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設が一般廃棄物の最終処分場である場合においては、環境省令で定めるところにより、あらかじめ当該最終処分場の状況が環境省令で定める技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができる。</p> <p>(廃止基準) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)第1条第3項</p>																									
<p>審査基準</p> <p>一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和 52 年総理府・厚生省令第1号)第1条第3項の該当性の判断は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について(平成10年7月16日付環水企第301号・衛環第63号環境庁水質保全局企画課海洋環境・廃棄物対策室長・厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知 別添III)による。</p>																									
標準処理期間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">標準事務処理期間</th> <th colspan="5">標準事務処理期間の内訳</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">受付</th> <th colspan="3">処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">25日</td> <td>機関</td> <td>総合事務所</td> <td>機関</td> <td>総合事務所</td> <td rowspan="2">25日</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>一日</td> <td>期間</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	標準事務処理期間	標準事務処理期間の内訳					備考	受付		処理			25日	機関	総合事務所	機関	総合事務所	25日		期間	一日	期間		
標準事務処理期間	標準事務処理期間の内訳					備考																			
	受付		処理																						
25日	機関	総合事務所	機関	総合事務所	25日																				
	期間	一日	期間																						